

奈良県訓令第三号

各部 課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から施行する。

平成二十六年六月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

別表第三中「幹線街路整備事務所」を「幹線街路整備事務所 まほろば健康パーク管
理事務所」に改める。